

表 基本防疫守則の主要内容

区分	内容
(1) マスク着用義務	室内公共施設、事業場などでは常時マスクを着用する。
(2) 出入者名簿管理	すべての公共施設の出入者は電子出入名簿、または簡便電話チェックインなど出入者名簿を作成する(遊興施設は電子出入名簿の作成が義務化)。
(3) 定期的な消毒および換気	すべての公共施設、事業所で定期的な換気および消毒を義務化する。
(4) 飲食の禁止(新規)	食堂、カフェなどの飲食目的の施設や飲食販売施設以外では飲食摂取を禁止する(水、ノンアルコール飲料は除く)。
(5) 症状確認および出入制限(新規)	公共施設、事業所のすべての利用者・従事者に対する症状確認や有症状者に対する出入制限措置を勧告する。
(6) 防疫管理者の指定・運営(新規)	施設および事業所の防疫を総括する防疫管理者の指定、従事者の症状確認および有症状者に対する退勤措置を実施する。
(7) 防疫守則・利用人員の掲示および案内	混雑防止のため、室内公共施設の入り口に利用可能人員を掲示し、入場案内をする。

(注1) (5)、(7)以外の守則は、既存の防疫管理の内容を修正し基本防疫守則に適用。

(出所) 中央災難安全対策本部